

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課	
許 認 可 等 名	農業経営改善計画の変更の認定	
根 拠 法 令	農業経営基盤強化促進法	
根 拠 条 項	第13条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5247)	
審 査 基 準	<p>基 準</p> <p>(1) 計画が達成できる見込みが確実であること (2) 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること (3) 主たる従事者の年間所得が440万円以上 (4) 簿記記帳を行うこと (5) 年間労働時間 おおむね2,000時間以内</p>	
	参 考 事 項	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (平成30年 3月12日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 約1か月 (休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (平成30年 3月12日最終変更)